

一般財団法人松本市スポーツ協会
生涯スポーツ指導者登録規程

(登録)

- 第1条 登録は、生涯スポーツ指導者制度第3条に規定する生涯スポーツ指導者養成講習会（以下「講習会」という。）を修了した者を認定する。
- 2 登録および登録の更新をしようとする者は、登録（更新）申請書を一般財団法人松本市スポーツ協会（以下「この法人」という。）に提出する。
 - 3 前項による申請があったときは、本条1項の規定により内容を審査し、生涯スポーツ指導者制度の趣旨および目的を理解し、賛同・協力できると認めた者を認定する。
 - 4 前項により認定した生涯スポーツ指導者（以下「指導者」という。）に対し、登録証を交付する。
 - 5 登録および登録の更新をしようとする者は、別に定める登録料を納める。

(認定審査)

- 第2条 第1条3項の認定は、一般財団法人松本市スポーツ協会生涯スポーツ振興委員会で審査する。

(登録期間・更新)

- 第3条 登録の有効期間は2年間とし、2年ごとに更新する。
- 2 前項の更新にあたっては、資格有効期間内にこの法人の定める講習会を受けなければならない。
 - 3 有効期間内に更新を行わない場合は、指導者資格を失う。ただし、更新を行うことができなかつた正当な理由がある場合、またはこの法人が認める場合は、この限りでない。

(登録の辞退)

- 第4条 指導者は、自己の都合により登録を辞退することができる。

(登録の取消)

- 第5条 登録されている者が指導者としてふさわしくない行為があったと認められるとき、または指導者としての活動を継続できない事情が生じたときは、登録を取り消すことができる。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月26日から施行する。